

令和 7 年度第 2 回白井市市民参加推進会議

日 時：令和 7 年 8 月 2 7 日（水）
午後 1 時 3 0 分～午後 4 時
場 所：白井市役所東庁舎 3 階
会議室 3 0 3

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和 7 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（資料 1－1、2）

【1：30～2：10】

事業番号② しろいこどもプラン（第 3 期白井市子ども・子育て支援事業計画）策定事業（子育て支援課）

事業番号③ 白井市地域防災計画修正事業（危機管理課）

(2) 総合的評価における担当課ヒアリング（資料 2－1、2）

【2：15～3：15】

事業番号② しろいこどもプラン（第 3 期白井市子ども・子育て支援事業計画）策定事業（子育て支援課）

事業番号③ 白井市地域防災計画修正事業（危機管理課）

(3) 市民参加条例の見直しについて（資料 3－1、2）

【3：15～3：50】

3 その他【3：50～4：00】

4 閉 会

令和6年度市民参加実施事業 評価まとめ表 事業番号② しらいこどもプラン策定事業事業

委員氏名		●●委員		●●委員		●●委員		●●委員	
総合評価 ①+②+③ 上限(30点)		◎ 良好	24点	◎ 良好	24点	◎ 良好	23点	△ 要改善	14点
総合コメント		通常の市民参加に加えて、アンケートや意見交換会、インタビュー調査を行っており、さまざまな層から意見を集約している点が評価できる。審議会においてそれらが議論されており、しらいこどもプランにもしっかりとそれらが反映されたのではないかと考えられる。		当市が策定を進めている「しらいこどもプラン(第3期)白井市子ども・子育て支援事業計画」において、市民参加の推進が多種な方法を通じて積極的に展開されている点は高く評価されます。本計画の策定過程においては、従来のパブリックコメント募集に加え、意見交換会やインタビュー調査といった独自の手法を用い、市民の率直な意見を吸い上げようとする工夫が随所に見られました。こうした多様なアプローチは、計画が一部の関係者の意見に偏ることなく、より広範な市民の声を反映させる基盤となっていると考えます。 審議会開催においても一定の市民参加の確保されていることは注目に値します。毎回およそ4名の市民が傍聴者として参加しており、議論の透明性が確保されているだけでなく、市民が政策形成の現場を直接見聞ける機会が継続的に提供されています。加えて、パブリックコメントへの応募が寄せられていることで、アンケート調査における回収率が高いことは、白井市の施策に対する市民の関与意欲の高さを示しており、行政側の情報発信や参加促進の努力が市民に十分届いていることを裏付けています。 ・パブリックコメントとして届けられた意見を2025年8月22日開催、白井市ホームページ上で公開することができまませんでした。届けられた意見とそれに対する対応の公表の期間は概ねどのくらいの長さでしょうか。 ・パブリックコメント募集時にどのような「計画や条例の概要」を作成されていたのか、閲覧することができたらご教示ください。(パブリックコメントへの応募が4件あったのは他の事業と比べて多いので、フィードバックにもなる可能性があると思います) ・パブリックコメントの審査結果等への結果報告はどのような形で実施されたのでしょうか(結果報告の発出日が令和7年2月14日で、審議会の最終開催日が令和6年11月19日のため) ・アンケートの周知について、広報しらいの同月号でアンケート周知の掲載をされています(と)でしょうか(令和5年11月1日号、15日号、12月1日号の掲載をしたのですが、検索にヒットしませんでした) ・意見交換会について、「届出された意見に対する市の考え方の公表」を「目的にそぐわないため」無しとされたのはなぜでしょうか。		概ねよく対応されている。		パブリックコメント以外は決して幅広く市民の意見を聞いたとは思えない事業であったと思います。	
担当課ヒアリング 質問事項		・アンケートの設計については誰がどのように行なったのでしょうか。 ・意見交換会について、他の課とどのような連携がありましたか。 ・第2期と比較して、今回の取り組みにおける成果と課題について教えてください。 ・中心になった方にとって、今回の取り組みを行ったことで、計画内容にどのような変化がありましたか？		周知の方法などにHPをメインにして活用しているが、HPに対する認識はそれほど高いのか。		・審議会構成メンバーの公益団体の選出基準を教えてください。 ・4回の会議で公募委員が3名全員そろったのは1回であるとともに、全体出席率が低いように感じるが、何か理由があるのですか？ ・アンケート調査の発送時と回答の郵便とWEBの内訳を教えてください。 ・公益団体の代表者の選考基準を教えてください。			
評価項目		評価		評価		評価		評価	
①市民参加の方法	評価	9		9		10		5	
	区分	適切		適切		適切		やや不適切	
②市民参加の手続き(基準)	評価	8		8		8		5	
	区分	妥当		妥当		妥当		要改善	
③市民参加の手続き(水準)	評価	7		7		5		4	
	区分	とても積極的		とても積極的		積極的		やや積極的	
手法ごとの評価		評価	コメント	評価	コメント	評価	コメント	評価	コメント
審議会の設置	基準	無作為抽出によって20代の若い方が委員になられたのはよかった。色々と取り組みされているのにも関わらず審議会の開催は少なかった。		基準	・公募委員を適切な方法で募集しています。 ・会議は公開され、会議録も公開されています。ただ、会議録は、情報公開コーナー、図書館でも公開されることが望ましいです(本会議の会議録はホームページで公開)。 ・公募委員は、市民参加を大切にすることを前提として50%以上、技術的・専門的な審議会であれば30%以上であることが望ましいです(本審議会は17%)。 ・傍聴者が滞りしやすいつ時間等に会議が設定されています(第1回会議を除いて、毎回2名の傍聴者)。	基準	よく対応されている。 周知の方法、結果公表にHPがメインとなっているのが目立つ。	基準	委員総数に対して公募人数が少ない。そもそも委員構成を決めた理由が不明。周知方法に関して情報開示コーナーと図書館が含まれていない。議事録の公表に関しては、ホームページのみであり基準を満たしていない。
	9			7		9		6	
	水準			水準		水準		水準	
	6			6		6		5	
パブリックコメント(意見公募)募集	基準	手法として問題はないが、実施時期が年末年始の一般的には忙しい時期となっており、もう少し時間を取るか、何らかの対策を取るべきだったのではないかと考えられた。		基準	・十分な事前準備を要し、しやすいつい時間等に会議が設定されています。 ・令和6年度1月号の広報しらいでは、パブリックコメントの募集をアンケートでも送れるように提示されています(どのような資料が掲載されているか、リンク先からは検索できず見つかりませんでした)。	基準	概ね対応されている。	基準	委員構成決定のプロセスを明確にすべきと考える。周知、公表場所は、最低限基準を守るべきと考える。基準を逸脱する場合は、理由を明確にすべきと考える。
	6			8		9		9	
	水準	審議会に報告している点は評価できる。時期について、この時期にやった方が人が地区センターに集まりやすいなどの理由があるのか。		水準	・適切な方法でパブリックコメントの募集が行われています。 ・2025年8月22日開催、パブリックコメントの結果を白井市のホームページで掲載することができまませんでした。パブリックコメントの公表期間は1年程度でしょうか。 ・パブリックコメントは審議会までどのように共有されたのでしょうか。	水準	上記に同じ	水準	結果公表場所に図書館が含まれていないがそれ以外は基準を満たしている。
	7			7		9		8	
アンケート調査の実施	基準	子供の生活状況を掴まえるためのアンケートを行っており、幅広いステークホルダーからの意見を吸い上げる取り組みは高く評価できる。審議会でも議論がなされている。		基準	・事前準備などが必要発注費(4,001円)、回収率(2,678円)、回収率(専門的な審議会であれば30%以上)であることが望ましいです(本審議会は17%)。 ・依頼しづらい毎月でアンケート周知の掲載をされていますでしょうか(パブリックコメントは15日号、12月1日号の掲載をしたのですが、検索にヒットしませんでした)。	基準	よく対応されているが、回収率が70%を下回っているのが気になる。	基準	事前周知場所に情報開示コーナー、図書館が含まれていない。アンケート対象者が目的にあったものとは一概には判断できない。
	10			9		9		8	
	水準	アンケートの周知について、学校にはどのように行なったのが気になった。またアンケートの内容は誰が作成したのか。		水準	・アンケートの回収率は望ましい(基準である30%を大幅に上回っています)。 ・アンケート結果は、まとめでおのりやす公開されています。 ・アンケート結果について令和6年8月7日の定例会議で報告されています。	水準	上記に同じ	水準	事前周知場所に図書館が含まれるべきと考える。また、より積極的に事前周知や結果の公表を行うことが望ましい。
	9			9		9		5	
意見交換会の開催	基準	多くの方が集まっていた。LINEでも広報をしたとのことであったが、集まった人たちのきっかけについて調べているか教えていただきたい。結果は審議会に報告されているため、その点は評価できる。		基準	・4回にわたって小学生、中学生、若者の意見交換会を開催されています。 ・対象者の資格を限定する理由が適切です。 ・会議で話し合った内容が適切に公開されています。 ・意見交換会の位置づけについて、どのようなお考えでしょうか(教育大綱、しらいこどもプランの周知策に関わるものという理解が正しいでしょうか)。	基準	資料の提供、事前周知、結果公表についての取り組みが弱い。	基準	協議に必要な資料は、最低限基準を守るべきと考える。また、広く民意を求めらるなら参加資格者を限定的にすべきではない。
	7			8		7		2	
	水準	他の課と共同で行われている点も評価できる。結果の解釈や共有などは行われたのか？		水準	・対象者は限定されていますが、合理的な理由があります。 ・非公開の事由も適切です。	水準	上記に同じ	水準	協議に必要な資料は、最低限基準を守るべきと考える。また、広く民意を求めらるなら参加資格者を限定的にすべきではない。
	7			8		1		2	
その他の方法	基準	特定の課題について丁寧にインタビューを行なった状況把握に努めている点が評価できる。		基準	・対象者は限定されていますが、合理的な理由があります。 ・非公開の事由も適切です。	基準	概ね妥当だが、取り組みにもう一步の積極性があればより良かった。	基準	対象者の子育て支援関係等がいくつかあるが、個人なのか不明であり参加13名が妥当な人数なのか判断できない。対象者が限定的なため事前周知は、対象者のみに実施されたようであるが、インタビュー調査をすることは、事前に市民に公表すべきと考える。
	10			8		7		1	
	水準			水準	・審議会(令和6年8月7日)でインタビュー調査について情報共有がなされています。	水準	上記に同じ	水準	丁寧に評価調査を作成していただきたい。
	10			8		3		0	

令和6年度市民参加実施事業 評価まとめ表 事業番号② しろいこどもプラン策定事業事業

委員氏名		●●委員		●●委員		●●委員		平均（小数点以下切り捨て）	
総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		○ 妥当	18点	○ 妥当	18点	◎ 良好	23点	◎ 良好	20点
総合コメント		・子育て支援団体へのインタビュー調査含め、市民参加促進を目指して、数多くの手段を用いたことは評価に値すると思われます。		・さまざまな市民参加の手法を取り入れており、丁寧に議論されていた。 ・若年世代だけではなく、全世代を含めた意見が聴取できるような取り組みがあると良かった。		総合でも記載しましたが、今後住みやすい白井市にするための市民参加意見交換会「しろいの未来作戦会議」の開催により、多くの意見が得られたことが大変興味深いと考える。 今後も継続して、意見交換会の開催で市民の声を集めていただきたい。 また、白井市子育て支援にまつわるアンケート調査を継続して、より多くの声を収集していただきたい。			
担当課ヒアリング 質問事項		・「しろいの未来作戦会議」の告知方法、当日の様子等について、参考までに教えてください。				委員の構成基準を教えてください。			
評価項目		評点		評点		評点			
①市民参加の方法	評点	7		7		8		7	
	区分	概ね適切		概ね適切		概ね適切		概ね適切	
②市民参加の手続き（基準）	評点	7		7		7		7	
	区分	妥当		妥当		妥当		妥当	
③市民参加の手続き（水準）	評点	4		4		8		5	
	区分	やや積極的		やや積極的		とても積極的		積極的	
手法ごとの評価		評点	コメント		評点	コメント			
審議会の設置	基準	7	・市民の公営委員の構成が少ないと思われます。 ・会議録の公表が、ホームページでしかなされて おりません。	基準	条例基準を概ね満たして実施されていた。 会議録は分かりやすくまとめられていた。	基準	条例基準通り	基準	
	水準	4	・事前周知方法について、より多くの方法が 必要と思われます。	水準	応募者が1名であり、周知方法に工夫がある と良かった。	水準	委員の選出基準を教えてください。	水準	
	基準	9	・おおむねきちんと実施されていると思われ ます。	基準	条例基準を概ね満たして実施されていた。	基準	条例基準通り	基準	
パブリックコメント （意見公募）募集	水準	7	・結果の公表が、募集と同じ場所で行われて おりません。	水準	募集期間が年末年始と重なっていたので、期 間設定の工夫が必要であったと思います。	水準	意見の件数の増加	水準	
	基準	7		基準		基準		7	
アンケート 調査の実施	基準	7	・事前周知が図書館で実施されていません。	基準	回収率は6割をこえていた。 一方、学校を通じての周知であるので、さらに回 収数が多いと良かったと思います。	基準	条例基準通り	基準	
	水準	4	・事前周知、結果の公表について、より多く の方法が必要と思われます。	水準	アンケート結果が審議会にフィードバックさ れ、議論されたことは良かった。	水準	継続して、アンケート調査の実施	水準	
	基準	4		基準		基準		7	
意見交換会の開催	基準	7	・チェック表で評価するとこのような数字になりますが、参 加者に対して市民参加のマインドを深く植え付けるために は、当日のファシリテーションが重要であったと考えます。	基準	子どもの視点からの意見聴取は良かった。 一方、若い世代だけではなく、これまでの白井市を作ってきた 中高年世代の意見聴取も必要ではないかと思いました。	基準	条例基準通り	基準	
	水準	4	・開催場所が「庁舎、保健福祉センター」に 限られています。	水準	小・中学生の開催場所が、身近なセンターで複数回開 催されると、参加者は移動手段を気にせず、多くの意 見交換や意見聴取ができたのではないかと思います。	水準	継続して「しろいの未来作戦会議」の開催	水準	
	基準	4		基準		基準		4	
その他の方法	基準	7	・開催記録の公表が図書館で実施されていま せん。	基準	基準に馴染みにくい内容であったと思いま す。	基準	条例基準通り	基準	
	水準	4	・開催記録の公表について、より多くの方法が必要 であり、また公表時期も遅いと思われます。	水準	当事者だけではなく、支援団体へのインタ ビューは、必要な視点だと思っています。	水準	継続して調査の実施	水準	
	基準	4		水準		水準		5	

令和6年度市民参加実施事業 評価まとめ表 事業番号③ 白井市地域防災計画修正事業事業

委員氏名		●●委員		●●委員		●●委員		●●委員	
総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		◎ 良好	25点	○ 妥当	16点	○ 妥当	17点	◎ 良好	20点
総合コメント		修正作業においては、効率的に議論が進めることも重要であると考えられることから、市民参加の機会は十分であったと考えられる。一方で、パブリックコメントの閲覧件数が少なかった。計画について知ってもらえるような機会（キャンペーン等）を組み合わせるなど、別のルートにて市民参加を促す機会があると良いのではないかと考えられる。		・白井市における地域防災計画修正事業については、条例に定められた基準に則り、適切に取り扱われている点を確認したいと思います。本事業において公募委員が募集されなかった点について、場合とるような工夫がなされていることは理解できます。地域防災計画は専門的・技術的性質が強い計画であるため、専門家や関係機関の意見を重視しつつ修正を行うことは合理的であり、その集約で本市の知見は適切であると考えます。 ・防災計画の修正が専門的知識に基づいて行われる必要があり、市民一人ひとりの主体的な参加が不可欠であり、この二面性をどう整理するのは今後の課題であると考えます。 ・本事業は条例基準や法令に則った適正な取り組みであり、その点は大いに評価されます。そのうえで、市民参加の評価対象としての妥当性については、今後の市民協働の在り方や防災政策の性格を踏まえて、慎重に検討していく余地があると考えます。		法律の規定に沿っているとは言え、公募委員が選出されないことなどで民意の反映（市民参加）の性格が弱くなっていないか。		広く市民の意見を聞くことを目的とするのなら、審議会委員に公募委員を置くべきと考えます。そのために条例の改定が必要ならば、見直しを行うべきと考えます。防災計画の修正を計画的に実施するのなら、時代や背景に即した条例の見直しも必要と考えます。パブリックコメントの実施は適切との評価であるが、コメントが0であることとしっかりと認識するとともになぜ0であったのかを検証していただきたい。アクセスがあつてのコメント0は、民意であるとも言えますが、改善点で市民参加の実施時期をもう少し早めに設定と記載されていますが、何卒早めれば、どうしたら市民の意見を多く聞くことができるかを市全体で考えていただきたい。そのために市民が参加する対策の集まりがあつても良いと思います。	
担当課ヒアリング 質問事項		防災について市民が自分ごと化する機会はあるのでしょうか。（今回の計画修正以外）		事業の特性上やむを得ないとは思いますが、パブリックコメントの応募件数が0件であったことについて、どのように分析されていますでしょうか。		「市民参加の方法」を2つだけでなくもっと取り入れられなかったか。		・当該事業の開始が令和6年12月5日でパブリックコメントの募集開始日と同日ですが、この事業のマイルストーンを教えてください。 ・審議会は、まだ1回で1時間定らすのようですが、終了が令和7年2月となっています、これからの開催計画もマイルストーンに表記してください。 ・第1回会議の出席者数が委員30名に対して25名と参加率だけを見ると高出席率のように感じますが、構成委員の内訳を見るとほぼ100%の出席率であるべきと考えますが、どのようにお考えなのかお知らせください。	
評価項目		評点		評点		評点		評点	
①市民参加の方法	評点	9		5		3		7	
	区分	適切		やや不適切		不適切		概ね適切	
②市民参加の 手続き （基準）	評点	8		6		7		7	
	区分	妥当		要改善		妥当		妥当	
③市民参加の 手続き （水準）	評点	8		5		7		6	
	区分	とても積極的		積極的		とても積極的		積極的	
手法ごとの評価		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
審議会の設置	基準	8	微細な変更であることから効率的に運営ができています	基準	・市民公募委員を募集しない理由が明確に示されています。	基準	災害対策基本法の規定に基づいて公募委員なしとなっているが、如何なものか。	基準	審議会委員に公募委員が無く、理由が公明しない理由に書かれてはいるが、根拠が不明確であり、市民参加型を目指す市条例の見直しをすべきと考えます。会議の事前周知係所に協議部が含まれていない。また、結果に関しても協議部が含まれていない。
	水準	7		水準	・会議の開催が1回であることは、やや少なく感じました。	水準	上記と同じ	水準	最低限の基準は順守すべきと考える。
	7			5		5		4	
パブリックコメント （意見公募）募集	基準	9	様々な方法を駆使して広報を行ったものの、閲覧件数が少なかった。	基準	・条例基準に則ってパブリックコメントが実施されています。	基準	概ねよく対応されている。	基準	基準を満たしている。
	9			7		9		10	
	水準	9		水準	・通知方法として、議案への行政運営報告においても周知されています。 ・事業の特性上やむを得ないとは思いますが、パブリックコメントの応募件数が0件であったことについて、どのように分析されていますでしょうか。	水準	上記と同じ	水準	基準は満たしているが、コメントは0であり、この結果の対応をすべきであった。
				5		9		8	

令和6年度市民参加実施事業 評価まとめ表 事業番号③ 白井市地域防災計画修正事業事業

委員氏名		●●委員		●●委員		●●委員		平均（小数点以下切り捨て）	
総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		◎ 良好	20点	○ 妥当	19点	◎ 良好	23点	◎ 良好	20点
総合コメント		将来的には、この防災計画を策定する「防災会議」にも、公募市民が参加するようになれば良いと思われます。			条例基準は満たしていたが、市民参加の手法はパブリックコメントだけであった。他の手法も検討されると、より市民参加が推進されたのではないかと思います。			地域防災は市民にとって重要な課題である。市民公募でより委員を集め、意見を得ることが必要であると考え	
担当課ヒアリング 質問事項		事前周知は多くの手段にて実施されましたが、パブコメの意見が0件であった原因と、今後の対策についてご意見を聞かせてください。						委員構成の選出方法及び構成メンバーの経歴が知りたい。	
評価項目		評点			評点			評点	
①市民参加の方法	評点	7			7			8	
	区分	概ね適切			概ね適切			概ね適切	
②市民参加の手続き （基準）	評点	8				7			
	区分	妥当				妥当			
③市民参加の手続き （水準）	評点	5				8			
	区分	積極的				積極的			
手法ごとの評価		評点	コメント			評点	コメント		
審議会の設置	基準		・審議会は1回しか開催されておりません。			基準	条例基準通り		
	7		・会議録が図書館で公表されていません。			7	6		
	水準		・事前周知、結果の公表について、より多くの方法が必要と思われます。			水準	市民公募委員の増員		
	4					6	5		
パブリックコメント （意見公募）募集	基準		・意見の件数の予想が出来ないので難しいとは思いますが、検討結果の公表予定時期もあらかじめ公表したほうが、意見が多く集まると考えます。			基準	条例基準通り		
	9					8	7		
	水準		・意見公募は多くの方法にて実施されました。			水準	市民からの意見数増加		
	7					5	8		

市民参加推進会議
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号② しろいこどもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）策定事業
（子育て支援課）

質問事項	回答
【審議会に関する質問】	
①審議会構成メンバーの公益団体の選出基準を教えてください。 （●●委員）	「保健医療関係者」「児童福祉関係者」「教育機関の職員」「地域子ども・子育て支援事業に従事する者」から子育てに関する各分野の専門性を幅広く取り込めるように団体を選出しました。
②4回の会議で公募委員が3名全員そろったのは1回であるとともに、全体に出席率が低いように感じるが、何か理由があるのですか？ （●●委員）	公募委員それぞれのご事情により欠席がありました。
③公益団体の代表者の選考基準を教えてください。 （●●委員）	こどもプランの策定や推進、重要事項の審議を行うにあたり、各団体から適任者を推薦いただいています。
④委員の構成基準を教えてください。 （●●委員）	「保健医療関係者」「児童福祉関係者」「教育機関の職員」「地域子ども・子育て支援事業に従事する者」「市民（公募）」から構成しました。
【アンケートに関する質問】	
⑤アンケートの設計については誰がどのように行なったのでしょうか。 （●●委員）	アンケートは、庁内の関係各課及び、子ども・子育て会議にて案の内容を審議いただき作成しました。

⑥アンケート調査の発送時と回答の郵便と WEB の内訳を教えてください。 (●●委員)		配布数	有効回答数	うち Web
	就学前児童の保護者	1, 515	908	312
	小5・中2の保護者	1, 243	624	279
	小5	614	586	
	中2	629	560	
	(票)			
【意見交換会に関する質問】				
⑦意見交換会について、他の課とどのような連携がありましたか。 (●●委員)	ワークショップは、第6次総合計画担当課の企画政策課、都市マスタープラン担当課の都市計画課と、教育総務課、生涯学習課と共同で企画・実施しました。			
⑧「しろいの未来作戦会議」の告知方法、当日の様子等について、参考までに教えてください。 (●●委員)	広報しろい、市のホームページ、LINE や X などの SNS で広く募集しました。また、各小中学校を通じてチラシの配布依頼や生徒会宛ての参加依頼の通知、白井高校へのチラシ・ポスターの掲示依頼、住民意識調査で協力の同意が得られた人への個別通知等を行いました。 ワークショップでは、白井市のこれからについて「こうあってほしい」「こうすべき」「自分たちでもこうしたい」という意見が多く発表されました。			
【その他の質問】				
⑩周知の方法などに HP をメインにして活用しているが、HP に対する認識はそれほど高いのか。 (●●委員)	周知の方法は、参加者募集や会議録の公表など、それにより、ホームページに加え、個別通知、広報紙、情報公開コーナー、SNS 等、その内容に適した方法で実施しています。			

市民参加推進会議
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号③ 白井市地域防災計画修正事業（危機管理課）

質問事項	回答
【審議会に関する質問】	
①審議会は、まだ1回で1時間足らずのようですが、終了が令和7年2月となっています、これからの開催計画もマイルストーンに表記してください。 (●●委員)	白井市防災会議については、災害対策基本法第16条の規定により市町村に置くこととされている組織で、同法第42条の規定により、市町村防災会議は、国の防災基本計画に基づき、市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされています。 また、市町村地域防災計画は国の防災基本計画及び県の千葉県防災計画に抵触するものであってはならないとされています。 今回、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、国の防災基本計画が修正され、県の地域防災計画についても、令和6年12月13日～27日の期間でパブリック・コメントが実施されたことから、市も同時期に国・県計画との整合を図る検討を行い、令和6年12月5日～25日の期間でパブリック・コメントを実施し、事前の意見照会を経て2月6日に防災会議を開催し、修正内容の決定の上、県知事へ報告を行ったものです。 今後についても、毎年検討を行い必要に応じて防災会議を開催したいと考えています。
②第1回会議の出席者数が委員30名に対して25名と参加率だけを見ると高出席率のように感じますが、構成委員の内訳を見るとほぼ100%の出席率であるべきと考えますが、どのようにお考えなのかお知らせください。 (●●委員)	防災会議の委員については、白井市防災会議条例第3条第5項第1号～第9号で、指定地方行政機関の職員2人以内（1号委員）、自衛隊の自衛官から2人以内（2号委員）、千葉県知事の部内の職員5人以内（3号委員）、千葉県警察の警察官1人以内（4号委員）、副市長及び教育長（5号委員）、消防長及び消防団長（6号委員）、電気・ガス・通信・鉄道事業者などの指定公共機関又は指定地方公共機関6人以内（7号委員）、自主防災組織・学識経験者8人以内（8号委員）、その他市長が特に必要と認めた者2人以内（9号委員）と定め、計30名で構成しています。 各機関の所属長等を委員に選任しており、代理出席は認めていないことから、業務等の都合により全員出席とはなりませんでしたが、出欠の有無に関わらず、全ての委員に対して議事に対する事前の意見照会を行っております。 今後についても、なるべく多くの委員が出席できるよう案内、日程調整等に努めてまいります。

③委員構成の選出方法及び構成メンバーの経歴が知りたい。 (●●委員)	委員構成及び選出方法につきましては、上記②の機関等に対して第1号から第6号までの委員は委嘱日から当該職の残任期間まで、第7号から第9号までの委員は3年間の任期ということで、各防災関係行政機関等へ依頼を行い選出しています。 委員の氏名、所属機関名、役職、委嘱日等については、市ホームページに掲載し、公開していますが、各委員の学歴や職歴などの経歴までは公開しておりませんので御了承ください。
【パブリックコメントに関する質問】	
④事前周知は多くの手段にて実施されましたが、パブコメの意見が0件であった原因と、今後の対策についてご意見を聞かせてください。 (●●委員)	パブリック・コメントの意見を集める取組みとしては、提出期間を3週間と長く設定し、広報しろい12月号、市ホームページ、白井市議会への行政運営報告等を行った上で、総合防災訓練のポスター掲示と併せて市役所情報公開コーナー、図書館、各センター等へ設置いたしました。 また、主な修正内容として、①職員の配備基準等の修正、②国・県計画との整合、③その他の修正を1枚の資料にまとめて概要を作成しました。 パブリック・コメントでの意見はありませんでしたが、通常業務の中で防災講話や危機管理課への地域防災にかかる問い合わせなどの際に、今回の地域防災計画の修正内容をお知らせしてまいりました。
⑤当該事業の開始が令和6年12月5日でパブリックコメントの募集開始日と同日ですが、この事業のマイルストーンを教えてください。 (●●委員)	今回提出させていただいた令和6年度市民参加実施状況調査票の「期間」の欄については、市民参加の実施状況として、市民参加条例に基づく市民参加の手法であるパブリック・コメントの開始時と、審議会である防災会議での決定日を終了日として記載しています。 地域防災計画の修正の業務については、令和6年度4月から7月までにかけて危機管理課内で審議（第1回～第10回）を行い、8月に各課への内容照会、9月に県計画修正案が示されたことによる内容の検討、10月に素案を作成の上、地域防災計画等庁内推進委員会の開催、12月にパブリック・コメント実施、2月に防災会議、3月に県知事への報告というスケジュールで実施しました。 今後についても、国・県等の動向を踏まえ、必要に応じて防災会議を開催したいと考えています。
【その他の質問】	
⑥防災について市民が自分ごと化する機会はあるのでしょうか。(今回の計画修正以外) (●●委員)	市では、防災意識の向上を目指して、防災のスペシャリストとして危機管理監による防災講話や防災士会による防災アドバイザー派遣制度を実施しているほか、毎年9月1日の「防災の日」にあわせて広報しろいで防災特集の記事を掲載しています。 また、昨年度は市では、はじめての大規模な総合防災訓練を白井総合公園で行い、雨天ではありましたが、38関係機関、約800名の参加がありました。昨年度の反省点を踏まえ、改善を行い本年度も2月1日（日）に総合防災訓練を実施する予定です。

	また、地域で自主的に実施されている防災訓練や学校での防災教育についても市民全体の防災意識に大変寄与するものであるため、連携・サポートしていきたいと考えています。
⑦「市民参加の方法」を2つだけでなくもっと取り入れられなかったか。 (●●委員)	市民参加条例に基づく市民参加の手法については、①審議会等の開催、②パブリック・コメントの実施、③アンケート調査の実施、④意見交換会の開催、⑤ワークショップの開催、⑥住民投票の実施、⑦その他の方法があり、今回の地域防災計画の修正に当たり、どのような市民参加の手法が適切か検討を行いました。 今回の修正については、市の配備基準や体制の修正や国・県計画との整合が主な修正内容となり、いつ発生するかわからない大規模災害に向けて、市民の生命、身体及び財産を守るため、迅速に対応する必要がある中、審議会及びパブリック・コメントの2つの方法で市民参加を実施したことは適当であったと考えています。 今後、千葉県の防災アセスメント調査などにより、本市の想定地震や被害想定などの変更を伴う大幅な見直しを行う際には、さらに意見交換会などの手法も取り入れることを検討してまいります。

千葉県内の市民参加条例等比較

		白井市市民参加条例	佐倉市市民協働の推進に関する条例	四街道市市民参加条例	印西市市民参加条例	流山市市民参加条例	千葉市市民自治によるまちづくり条例	浦安市市民参加推進条例
施行日		平成16年6月29日	平成18年9月29日	平成29年10月13日改正	平成20年3月25日	平成24年10月1日	令和元年6月27日	平成16年3月24日
目的		市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、もって豊かな地域社会の発展を図ることを目的とする。	まちづくりの主体となるものの役割及び責任を明らかにするとともに、市民協働を推進するための基本的な事項を定め、もって市民協働による自治運営を推進することを目的とする。	市民と市の機関とが情報を共有するとともに、行政活動に市民が参加するための基本的な事項を定めることにより、市民が、公共性及び公益性を踏まえた上で、行政活動に参加する権利を保障し、もって市民自治による暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。	市民が市の行政活動に関わるための基本的な事項を定め、市民参加を推進することにより、魅力と活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。	流山市自治基本条例の規定に基づき、市民等の市政への参加の手続その他必要な事項を定め、市民自治を推進することを目的とします。	市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民自治を通じ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。	市民参加を推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。
責務等		市の責務、市民の責務	市民の役割、市の役割及び責務	市民の役割、市の機関の役割	市民等の役割、市の役割	市の責務	市民の役割、町内自治会の役割、市民活動団体の役割、事業者の役割、市の責務	市の責務、市民の責務、まちづくり活動団体の責務
実施機関	白井市にある	市長、教育委員会及び水道事業	市長、教育委員会、上下水道事業管理者	市長、教育委員会	市長、教育委員会	市長、教育委員会、水道事業者	市長、教育委員会	市長、教育委員会
	白井市にない		選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会	選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会	選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会	選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防庁	消防長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者	消防長、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会
市民参加の対象	白井市にあるもの	(1)基本構想、基本計画、市民に関わりの深い、個別の施策の基本方針、基本的な事項を定める計画の策定、変更 (2)基本理念を定める条例の制定、改廃 (3)市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、改廃 (4)市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、改廃 (5)市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定、変更 (6)その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの	(1)基本的な政策を定める計画、個別の施策の基本的な事項を定める計画の策定、改定 (2)次に掲げる条例の制定、改廃 ア 市の基本的な方針を定める条例 イ 市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例 ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例 (3)その他、特に政策形成過程参加手続を実施することが必要と認められるもの	(1)基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定、変更 (2)基本方針を定める条例の制定、改廃 (3)市民等に義務を課すること又は市民等の権利を制限することを含む条例の制定、改廃 (4)規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定、変更 ※2 (5)市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入、改廃	(1)基本的な事項を定める計画等の策定、変更 ※3 (2)基本的な方針を定める条例の制定、改廃 (3)市民等の権利義務に関する条例の制定、改廃 (4)市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、改廃 (5)規則で定める公共施設の設置に係る基本計画等の策定、変更 ※4 (6)その他市民参加を推進するため必要と認められる場合	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定、変更 (2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃 (3)公共施設の設置に係る計画の策定、変更 (4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、改廃	次に掲げる施策についてパブリックコメント手続を実施しなければなりません。 (1)市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定、変更 (2)市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃	(1)基本構想、基本計画、市政に関する基本的な計画の策定、改廃 (2)市民生活に重大な影響を及ぼす制度の創設、改廃 (3)市政に関する基本的な方針を定める条例の制定 (4)義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃 (5)公共の用に供される主要な施設の基本計画の策定
	白井市にない		(1)市の基本的な方針を定める憲章、宣言等の策定、改定 (2)市民の生活又は事業活動に大きな影響を及ぼすことが予測される問題等に係る意思決定等	四街道市行政手続条例に規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定、改廃		条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定、変更		
市民参加の方法	白井市にある	(1)審議会等 (2)パブリック・コメント (3)アンケート (4)意見交換会 (5)ワークショップ (6)住民投票 (7)その他の市民参加の方法の設定	(1)公募による市民を構成員に含む附属機関等の設置 (2)市民へのアンケートによる調査 (3)市民とのまちづくりに係る意見の交換及び協議を行う会議の開催 (4)その他、実施機関が適当と認める方法	(1)意見交換会手続 (2)審議会等手続 (3)その他、市の機関が適当と認める方法	(1)市民意見公募手続 (2)審議会等手続	(1)審議会等の開催 (2)パブリックコメント手続 (3)意見交換会の開催 (4)その他の効果的と認められる方法	(1)パブリックコメント手続の実施 (2)附属機関への付議 (3)ワークショップ	(1)審議会等 (2)ワークショップ
	白井市にない		(1)市民からの意見の公募	(1)意見提出手続 (2)市民会議手続	(1)市民意向調査手続 (2)市民説明会手続 (3)市民会議手続	(1)公聴会の開催 (2)政策提案制度		(1)市民意見提出手続
公表の方法	白井市にある	(1)情報公開コーナーへの配置 (2)広報紙への掲載 (3)ホームページへの掲載 (4)その他効果的に周知できる方法	(1)インターネットを利用した閲覧 (2)佐倉市公告式条例に規定する掲示場への掲示 (3)その他市長が適当と認める方法	(1)四街道市公告式条例に規定する掲示場への掲示 (2)広報紙への掲載 (3)その他周知を図るため適切と認める方法により行うものとする。	(1)印西市公告式条例に規定する掲示場への掲示 (2)市の広報紙及びホームページへの掲載 (3)市の行政資料室、担当窓口、出先機関等での閲覧又は配布 (4)その他市が必要と認める方法	広報又はホームページ（条例に別に定める場合を除く）	記載なし	記載なし
	白井市にない		(1)市長が指定した場所における閲覧又は配布					

千葉県内の市民参加条例等比較

		白井市市民参加条例	佐倉市市民協働の推進に関する条例	四街道市市民参加条例	印西市市民参加条例	流山市市民参加条例	千葉市市民自治によるまちづくり条例	浦安市市民参加推進条例
委員会の設置		市民参加推進会議 (1)調査審議事項 市民参加の推進に係る事項 (2)委員数 10人以内 (3)委員構成 ・識見を有する者 2人以内 ・市内において市民活動を行う団体に属する者 3人以内 ・市民 5人以内 (4)任期 3年（1回に限り再任）	市民協働推進委員会 (1)調査審議事項 ・市民協働を推進する施策及び事業に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項 (2)委員数 10人以内 (3)委員構成 ・公募による市民 ※1 ・市民団体の関係者 ・学識経験を有する者 ・その他市長が必要と認める者 (4)任期 2年（再任可）	市民参加推進評価委員会 (1)調査審議事項 ・条例の運用状況に関すること。 ・市民参加手続の対象に関すること。 ・市民提案手続に基づく市民提案に関すること。 ・条例に対する市民意見に関すること。 ・この条例の見直しに関すること。 ・前各号に掲げるもののほか、市民参加に関すること。 (2)委員数 8人以内 (3)委員構成 ・有識者 4人以内 ・公募による市民 4人以内 (4)任期 2年（再任可）	委員会 (1)調査審議事項 ・条例の運用に関する事項 ・条例及び規則の見直しに関する事項 ・市民提案手続により提出された提案の取扱いに関する事項 ・その他市民参加の推進に関する事項 (2)委員数 15人以内 (3)委員構成 ・公募で選出された市民 ・学識経験者 ・その他市長が必要と認めた者 (4)任期 2年	流山市市民参加推進委員会 (1)調査審議事項 ・条例の見直しに関する審議、検討、調査 ・その他、市民参加の推進に関する基本的事項の審議、検討及び調査 (2)委員数 10人以内 (3)委員構成 ・公募による市民等 ・市内で地域活動を行う団体を代表する者 ・学識経験を有する者 (4)任期 2年	推進会議 (1)調査審議事項 ・実施計画の策定に関する事項 ・実施計画の実施状況に関する事項 ・その他、市民自治に関する事項 (2)委員数 12人以内 (3)委員構成 ・公募による市民 ・学識経験者 ・その他、市長が適当と認める者 (4)任期 2年	市民参加推進会議 (1)調査審議事項 ・第7条第1項の市民参加推進計画に関する事項 ・市民参加の推進状況に関すること ・その他市民参加の推進に関し必要な事項 (2)委員数 9人以内 (3)委員構成 ・市民 3人 ・まちづくり活動を行う団体の代表者 3人 ・学識経験者 3人 (4)任期 2年
条例の見直し		記載なし	記載なし	条例が常に社会情勢及び市の市民参加の実態を的確に捉えた内容となるよう、この条例の施行後3年を超えない範囲内において新条例の見直しを行うものとする。	市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとする。	市長及び議会は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。	記載なし	記載なし
特徴		市民参加の方法が多い。	市民協働という言葉を用いている。	市民参加の方法として意見提出手続、市民会議手続がある。	市民参加の方法として市民説明会手続、市民会議手続がある。	市民参加の方法として公聴会の開催、政策提案制度がある。	実施機関が豊富。	市民参加推進計画を作成 市民参加の方法として市民意見提出手続がある。

※1 公募による市民は、その定数の10分の3以上となるよう努めなければならない。
※2 その設置に係る事業費がおおむね5億円以上の市の建築物とする。
※3 基本構想、基本計画及び各分野において基本的な事項を定めるおおむね5年以上の期間を計画期間とする計画等
※4 事業費（用地取得費を除く。）がおおむね5億円以上の施設

		八王子市市民参加条例（東京都）	大和市市民参加推進条例（神奈川県）	春日部市市民参加推進条例（埼玉県）	和光市市民参加条例（埼玉県）	坂戸市市民参加条例（埼玉県）	岩倉市市民参加条例（愛知県）	明石市市民参画条例（兵庫県）
施行日		平成20年3月28日	平成19年10月1日	平成15年10月3日	令和4年12月20日改正	令和4年12月20日改正	平成28年4月1日	令和5年4月1日
目的		市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。	大和市自治基本条例の規定に基づき、市民参加に関する基本的な事項を定め、その推進を図ることにより自治の進展に資することを目的とする。	市民参加の推進に関し、基本理念を定め、市民及び市の機関の責務を明らかにするとともに、市民参加の推進に関する基本となる事項を定めることにより、市民と市の機関との協働による暮らしやすい春日部市をつくることを目的とする。	市民が市の機関及び市の議会と情報を共有しつつ、市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、協働による自治を推進し、住みやすいまちをつくることを目的とします。	地方自治の本旨に基づき、市政運営における市民参加の基本的な事項を定め、市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することにより、市民が主役となる自立性の高い地域社会の実現を図り、もって坂戸市を魅力的で生き生きとした住み良いまちにすることを目的とする。	岩倉市自治基本条例第10条第4項の規定により、市民及び執行機関における市民参加及び協働に関し基本的な事項を定め、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりを推進することを目的とします。	明石市自治基本条例の目的及び理念に基づき、市民の市政への参画についての手続その他必要な事項を定め、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。
責務等		市の責務、市民の責務	市民の責務、執行機関の責務	市民の責務、市の機関の責務	市民の役割、市の機関の役割、議会の役割	市民の責務、市の責務	市民の役割、執行機関の責務、職員	市長等の責務、市民等の役割
実施機関	白井市にある	市長、教育委員会	市長、教育委員会	市長、水道事業管理者、教育委員会	市長、教育委員会、水道事業管理者	市長、教育委員会	市長、教育委員会 ※8	市長、教育委員会
	白井市にない	選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会	選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会	消防長、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者	選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会	選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会	選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会	監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員
市民参加の対象	白井市にある	(1)市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更 (4)その他、実施機関が必要と認めるもの	(1)総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2)市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若く権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更	(1)市の基本構想その他市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2)市政に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更	(1)市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃 (3)規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更 ※6	(1)市の基本構想及び基本的事項を定める計画 (2)市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例 (3)市民の公共の用に供される実施機関が定める大規模な施設の設置に係る基本構想等 ※7 (4)その他、実施機関が特に市民参加の手続を実施することが必要と認めるもの	(1)基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (2)総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価 (3)広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更	(1)市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止 (2)市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 (3)広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更
	白井市にない		(1)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃（白井市は条例のみ） (2)市民生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更（白井市は条例のみ）	(1)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃（白井市は条例のみ）	市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃（白井市は条例のみ）	(1)市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等 (2)市民生活に重大な影響を及ぼす制度（白井市は条例のみ）	市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃（白井市は条例のみ）	(1)市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止 (2)その他、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止（白井市は条例のみ）
市民参加の方法	白井市にある	(1)パブリックコメント手続の実施 (2)審議会等の開催 (3)市民会議の開催 ※1 (4)ワークショップの実施 (5)アンケート調査	(1)審議会等の設置 (2)意見交換会等の開催 (3)意見公募手続の実施	(1)審議会等手続 (2)市民意見交換会手続 (3)その他、市の機関が適当と認める手続	(1)パブリック・コメント手続 (2)審議会等手続 (3)その他、市の機関が適当と認める方法	(1)審議会等の委員の全部又は一部を公募による市民とし、意見等を求める方法 (2)施策の策定等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、書面等により広く市民の意見等を求める方法 (3)市民と実施機関及び市民同士の自由な意見等の交換会（フォーラム） (4)その他、実施機関が適当と認める方法	(1)審議会等の設置 (2)アンケートの実施 (3)意見交換会等の開催 (4)パブリックコメント手続の実施 ※複数の方法により行うよう努めなければならない。	(1)意見公募手続審議会等手続 (2)意見公募手続意見交換会手続 (3)ワークショップ手続 (4)その他の市民参手法
	白井市にない	(1)公聴会、説明会の開催 ※2 (2)聞き取り調査その他の広聴活動	意向調査の実施	(1)市民意見提出手続 ※3 (2)市民対話説明会手続 ※4 (3)市民政策提案手続 ※5	(1)市民政策提案手続 ※5 (2)公聴会手続 ※2	公募による市民のみで構成され、自主的に運営される会議を設置し、意見等を求める方法		(1)意見公募手続 ※2 (2)公聴会手続 ※2 (3)政策公募手続 ※5

※1 市民会議 会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。

※2 公聴会 対象事項に関して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市長等が市民等からその意見を聴く手続

※3 市民意見提出手続 対象事項の案について、その趣旨、内容等基本的な事項を広く公表し、市民からの意見の提出を受け、提出された意見に対し考え方を公表する手続をいう。

※4 市民対話説明会手続 対象事項の案を説明して市民と市の機関及び市民同士が議論する手続をいう。

※5 市民政策提案手続・政策公募手続 市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

※6 大規模な市の施設は、事業費がおおむね **5億円以上**の市民の利用に供する施設とします。

※7 大規模な施設は、事業費がおおむね **10億円以上**の施設とする。

※8 岩倉市自治基本条例、岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例で規定

県外の市民参加条例等比較

		八王子市市民参加条例（東京都）	大和市民参加推進条例（神奈川県）	春日部市市民参加推進条例（埼玉県）	和光市市民参加条例（埼玉県）	坂戸市市民参加条例（埼玉県）	岩倉市市民参加条例（愛知県）	明石市市民参画条例（兵庫県）
公表の方法	白井市にある	(1)八王子市公告式条例第2条に規定する掲示場への掲示 (2)市が発行する広報紙への掲載 (3)市のホームページへの掲載 (4)市の施設での閲覧又は配布 (5)その他、実施機関が適当と認める方法	(1)当該公表事項を所管する課等の窓口、情報公開コーナー又は市の公共施設での閲覧又は配布 (2)市の広報紙への掲載 (3)インターネットを利用したの閲覧 (4)その他市長が必要と認める方法	(1)当該公表事項を所管する課等の窓口、市政情報室及び市の公共施設での閲覧又は配布による方法 (2)春日部市の広報に掲載する方法 (3)春日部市公式ホームページに掲載する方法 (4)その他効果的に公表ができる方法 ※1つ以上の方法により行う。	(1)和光市公告式条例に規定する掲示場への掲示 (2)市の広報への掲載 (3)市の機関の担当窓口、行政資料コーナー、出先機関及び市の施設での閲覧又は配布 (4)市のホームページへの掲載 (5)その他、市の機関が適当と認める方法	(1)市の広報紙への掲載 (2)市のホームページへの掲載 (3)担当窓口での供覧又は配布 (4)その他効果的に周知できる方法	(1)所管課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布 (2)広報への掲載 (3)ホームページへの掲載 (4)その他市長が必要と認める方法 ※2つ以上の方法により行う。	(1)明石市公告式条例（昭和25年条例第10号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示 (2)市広報紙への掲載 (3)市ホームページへの掲載 (4)その他市長等が必要と認める方法 ※2つ以上の方法により行う。
	白井市にない							
委員会の設置		八王子市市民参加推進審議会 (1)調査審議事項 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。 ・この条例の運用に関すること。 ・新たな市民参加の方法に関すること。 ・その他、市民参加の推進に関し必要な事項 (2)委員数 8人以内 (3)委員構成 ・公募による市民 ・学識経験者 ・その他、市長が必要と認める者 (4)任期 2年（再任可）	大和市民参加推進・評価会議 (1)調査審議事項 ・市民参加の手段の実施予定の評価に関する事項 ・市民参加の手段の実施状況の評価に関する事項 ・条例の改正又は廃止に関する事項 ・その他市民参加の推進に関する事項 (2)委員数 10人以内 (3)委員構成 ・市長が行う公募に応じた市民 ・学識経験を有する者 ・その他市長が必要と認める者 (4)任期 2年	春日部市市民参加推進審議会 (1)調査審議事項 市の機関の諮問に応じ、市民参加の推進に関する事項を調査審議する。 (2)委員数 7人以内 (3)委員構成 ・知識及び経験を有する者 ・市内各種団体を代表する者 ・公募に応じた市民 (4)任期 2年（再任可）	和光市市民参加推進会議 (1)調査審議事項 市民参加に関する基本的事項を調査審議する。 (2)委員数 12人以内 (3)委員構成 ・公募による市民 市内で地域活動を行う団体を代表する者 学識経験を有する者 市の職員 (4)任期 2年（再任可）	坂戸市市民参加推進会議 (1)調査審議事項 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 ・市民参加の実施状況に対する総合的評価 ・市民参加の方法の研究及び改善 ・その他市民参加の推進に関し、市長が必要と認める事項 (2)委員数 7人以内 (3)委員構成 ・学識経験者 ・市長が行う公募に応じた市民 ・その他市長が必要と認める者 (4)任期 2年（再任可）	岩倉市自治基本条例審議会 ※5 (1)調査審議事項 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議する。 (2)委員数 12人以内 (3)委員構成 ・識見を有する者 ・企業の代表者 ・市民活動団体の代表者 ・市民の代表者 (4)任期 2年（再任可）	明石市市民参画推進会議 (1)調査審議事項 ・この条例及びこの条例に基づく規則の改正又は廃止に関する事項 ・この条例の運用の状況及びその評価に関する事項 ・その他市民参画の推進に関し必要な事項 (2)委員数 11人以内 (3)委員構成 ・学識経験を有する者 ・公募による市民 ・その他市長が必要と認める者 (4)任期 2年（再任可）
		市は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。	この条例は、施行日から3年以内に状況を踏まえ必要な見直しを行うものとする。	記載なし	市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。	記載なし	市長は、前条の規定による検証等を踏まえ、社会情勢並びに市民参加及び協働の推進の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。	市長は、この条例の施行状況等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。
特徴		市民参加の方法に市民会議を採用している。	(1)市民登録制度がある。 (2)オンラインでの会議開催時の傍聴を行っている。（施行規則第10条）	(1)市民登録制度がある。 (2)市民意見提出手続、市民対話説明会手続、市民政策提案手続がある。	公聴会手続、住民投票についての規定が豊富。	市民参加の方法に公募による市民のみで構成され、自主的に運営される会議を設置し、意見等を求める方法がある。	(1)市民登録制度がある。 (2)条例に傍聴の手続等についての規定がある。	審議会等の規定 ・委員は、10人ごとに1人以上障害者を含める ・男女比はいずれも4割を下回らないようにすること